

## オプションサービス利用契約約款

株式会社 IDC フロンティア(以下「当社」といいます。)が提供するドメイン名登録・管理サービス(以下「基本サービス」といいます。)に付随するオプションサービス(以下「オプションサービス」といいます。)について、オプションサービスの利用者である法人または個人(以下「お客様」といいます。)と当社とは、以下のとおり合意し、このオプションサービス利用契約約款(以下「本約款」といいます。)に基づく利用契約を締結するものとします。

### 第1章 総則

#### 第1条 (定義)

本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。

- (1) 「基本契約」とは、お客様と当社との間で締結される基本サービスの提供にかかる契約をいいます。なお、基本契約にかかる約款として、「ドメイン名登録サービス約款」および「ドメイン名別規約」があり、これらを総称して「原約款」といいます。
- (2) 「本サービス」とは、【表 1】に従い、各条文において該当するオプションサービスを指すものとします。

#### 第2条 (約款の適用等)

1. 本約款は、【表 1】に記載するオプションサービスについてサービス別特約(以下「特約」といいます。)を定めます。なお、本約款に定めのない事項については、原約款の定めが適用されます。
2. 特約において、原約款の規定を否定する旨の定めのない場合は、これらの特約は原約款の定めに加え適用されます。
3. オプションサービスの利用は、お客様と当社との間で基本契約の締結を条件とします。基本契約が終了となった場合、オプションサービスの提供は、基本契約の終了の日をもって自動的に停止され、オプションサービスの利用契約は終了します。

【表 1】

オプションサービス名称	サービス別特約
WHOIS ガードサービス	第 7 条
ホームページ転送サービス	第 8 条
メール転送サービス	第 9 条

#### 第3条 (利用契約の成立)

1. オプションサービスの申込は、当社所定の方法に従ってこれを行うものとします。
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、申込を拒絶することがあります。
  - (1) お客様が当社サービスシステムの動作を解析する目的で利用するおそれがある場合等、当社と競業するおそれがあると当社が判断した場合
  - (2) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、お客様が当社との契約上の義務の履行を怠

るおそれがある場合

- (3) 申込の内容に虚偽記載があった場合
- (4) その他、当社が申込を承諾することが相当でないと認める場合

#### 第4条（レジストラ移管とサービスの終了）

オプションサービスの利用中にドメイン名を他のレジストラに移管した場合、当該サービスの提供は終了します。

#### 第5条（返金）

オプションサービスの提供が利用期間内に停止することとなった場合でも、支払済みの料金について返金することはできません。

#### 第6条（免責）

1. 当社は次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客様または第三者に生じた損害について、責任を負いません。
  - (1) お客様または第三者が当社のシステムに接続することができない、または接続するために通常よりも多くの時間を要した場合
  - (2) 当社がオプションサービスの提供業務に用いるハードウェアおよびソフトウェアを変更（バージョンアップを含みます。）したことにより、かかる変更の際にお客様のウェブサイトの不具合が生じた場合
  - (3) お客様がハードウェアまたはソフトウェアを変更（バージョンアップを含みます。）したことにより、お客様のウェブサイトの不具合が生じた場合
2. 前項第2号に基づく変更を行う場合、当社はおお客様に対し、事前に当社のウェブサイトにおいてその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

## 第2章 サービス別特約

#### 第7条（WHOIS ガードサービスの特約）

1. 本サービスを利用できるドメイン名は汎用 JP ドメイン名とします。
2. 本サービスの利用料金は無償とします。
3. 本サービスの利用期間はドメイン名の有効期限まで利用可能ですが、当社は事前の通知を行うことで、本サービスの利用を制限もしくは停止することができるものとします。
4. レジストラを移管した場合、公開連絡先情報は移管先事業者で登録した公開情報となります。

#### 第8条（ホームページ転送サービスの特約）

1. 本サービスの提供範囲は1URLにつき、転送先を1URLのみ指定できるものとします。
2. 本サービスの提供期間は3ヶ月または12ヶ月単位とします。
3. 本サービスにかかる利用契約を更新する場合、契約満了日までに当社所定の手続により行うものとします。
4. 契約満了日までに更新手続きが行われない場合、契約満了日の翌日より、自動的に本サービスは停止します。

## 第9条（メール転送サービスの特約）

1. 本サービスで設定が可能な転送元メールアドレスは5つまでとし、1つのアドレスにつき転送先を最大5アドレスまで指定できるものとします。
2. 本サービスの提供期間は3ヶ月または12ヶ月単位とします。
3. 本サービスにかかる利用契約を更新する場合、契約満了日までに当社所定の手続により行うものとします。
4. 契約満了日までに更新手続きが行われない場合、契約満了日の翌日より、自動的に本サービスは停止します。

## 附則

### 第1条（発行期日）

本約款は、2011年1月21日に施行します。

本約款は、2013年2月25日に改定し、同日施行します。

本約款は、2019年4月1日に改定し、同日施行します。

本約款は、2019年12月25日に改定し、2020年4月1日に施行します。

本約款は、2020年3月31日に改定し、同日施行します。